

自動車定期点検整備（法定点検）仕様書

令和8年度なにわ800せ7224(計量検査車)点検整備（その3）

（適用範囲）

- 1 本仕様書は、大阪市経済戦略局（以下「本市」という）が請負契約により行う車両の定期点検整備（法定点検）に適用する。

本仕様書に指示する車両の点検整備とは、道路運送車両法第48条に定める定期点検であり、自動車点検基準（国土交通省令）で定める定期点検基準によるものとする。

（対象車両、履行期限）

- 2 別紙、「対象車両」のとおり。

（点検整備）

- 3 点検整備時においては、定期点検基準に基づく整備を行うこと。

（点検時発見の不具合）

- 4 点検整備において、定期点検整備基準上及び運転操作上必要な修理箇所を発見した場合は、速やかに本市担当者に通知し、必要に応じて点検箇所等の写真を撮影したものを提出したうえで、指示を受けること。

（引取り、納車）

- 5 車両搬送は受注者が行うものとし、契約締結後、本市担当者と日程調整のうえ車両を引取り、速やかに点検整備を実施すること。また、法定点検及び整備終了後は速やかに納車すること。

（賠償責任等）

- 6 天災等やむを得ない事由によるものと本市が認めた場合を除き、車両を焼失又は損傷した場合、受注者は、それを賠償しなければならない。

（保証）

- 7 受注者は、車両の引渡しの日から本市担当者による検査が完了するまでに、工作上的不備又は使用材料の不良等による故障が生じた場合は、受注者の負担で速やかに修復しなければならない。

（提出書類）

- 8 「施工提出書類一覧表」のとおり提出すること。なお、修繕完了等通知書には、次の書類を添付すること。

- ・点検整備箇所等を写真撮影したもの（様式自由）・・・1部
- ・点検整備記録簿（写し）・・・2部

（費用負担）

- 9 法定点検を受けるために必要な手続きは受注者において行い、その手数料等の費用は全て受注者の負担とする。

（その他）

- ・法定点検合格後、点検整備済ステッカーを車両に貼付すること。
- ・契約にあたっては、必ず特記仕様書の内容を遵守すること。
- ・応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問受付期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- ・契約締結後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。
- ・本仕様書に定めがない事案が生じたときは、着手前に本市担当者と協議により定めるものとする。

対象車両一覧表

(1) 自動車登録番号又は車両番号	なにわ 8 0 0 せ 7 2 2 4
(2) 初年度登録年月	令和 8 年 3 月
(3) 自動車の種別	普通
(4) 用途	特種
(5) 車体の形状	検査測定車
(6) 車名	三菱 (ローザ)
(7) 型式	2WG-BE740E
(8) 原動機の型式	4P10
(9) 乗車定員	5 名
(10) 車両総重量	4,395kg
(11) 車両の形状	長さ 624cm 幅 203cm 高さ 261cm
(12) 総排気量	2.99L
(13) 燃料の種類	軽油
(14) 有効期間の満了する日	令和 10 年 3 月 1 日
(15) トランスミッション	オートマチック
(16) 走行距離	584km (令和 8 年 7 月 23 日現在)
(17) 車両引取・納車場所	〒552 - 0005 大阪市港区田中 3 丁目 1 - 126号 大阪市計量検査所
(18) 履行期限	令和 8 年 9 月 30 日

施工提出書類一覧表について

- 1 施工上必要な提出書類は次のとおりです。
- 2 提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度提出しなければならない。
- 3 上記のほか設計図書又は監督職員の指示する書類は、速やかに提出しなければならない。
- 4 各提出書類の様式は監督職員より配付を受けること。
- 5 提出書類は、監督職員へ提出すること。

様式	書 類 名	内 容	提 出 時 期	受 領 日
1	着手届		契約締結後 速やかに	令和 年 月 日
2	工程表	修繕請負契約書 第1条第4項による	契約締結後 速やかに	令和 年 月 日
3	打合せ等記録簿 (修繕請負用)	発注者と受注者の間で 指示・請求・通知・報告・ 申出・承諾・解除等を とりかわす書面	その都度	令和 年 月 日
4	主任技術者通知書	修繕請負契約書 第10条による	契約締結後 速やかに	令和 年 月 日
5	主任技術者が受注者に所属す ることを証する書面の届出		契約締結後 速やかに	令和 年 月 日
6	責任者通知書	修繕請負契約書 第15条による	契約締結後 速やかに	令和 年 月 日
7	責任者変更通知書	修繕請負契約書 第15条による	変更後 速やかに	令和 年 月 日
8	預かり証	修繕請負契約書 第11条第2項による	物件の引取り日	令和 年 月 日
9	貸与品借用書	修繕請負契約書 第17条第3項による	引渡しの日から 7日以内	令和 年 月 日
10	支給品受領書	修繕請負契約書 第17条第3項による	引渡しの日から 7日以内	令和 年 月 日
11	貸与品等返納書	修繕請負契約書 第17条第3項による	貸与品等の返納日	令和 年 月 日
12	修繕完了等通知書	修繕請負契約書 第23条による	完了(納入)後 速やかに	令和 年 月 日
13	請求書	修繕請負契約書 第28条による	検査に合格した後 又は 検査の結果、 減価採用を認めら れ、 物件を引渡しした後	令和 年 月 日

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市経済戦略局企画総務部総務課（連絡先：06－6615－3711）に報告しなければならない。